

当施設は浜松市の委託事業です。

当施設はご利用者に対し介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- (2) 法人所在地 〒430-0906
静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号
- (3) 電話番号 053-413-3300
- (4) 代表者氏名 理事長 山本 敏博
- (5) 設立年月日 昭和27年5月17日
- (6) インターネットアドレス番号 <http://www.seirei.or.jp/hq/>

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階＋4 階＋地下1 階地上2 階
- (2) 建物の延べ床面積 1, 0265. 20㎡
- (3) 併設事業

事業の種類

介護老人福祉施設	利用定数 102
通所介護	利用定数 50
認知対応型通所介護	利用定数 12
短期入所生活介護	利用定数 20
障害者相談支援事業	
身体障害者療護施設	利用定数 20
障害者短期入所事業	利用定数 2
障害者生活介護自立訓練事業	利用定数 30
障害者施設利用入浴サービス	
配食サービス	
障害者日中一時支援事業	

- (4) 施設の周辺環境

施設は浜松市中央部に位置する萩丘地区にあります。佐鳴湖に注ぐ新川のほとりで、市内中央部では珍しく周辺を緑に囲まれ、窓から季節の変化を楽しむ事ができます。敷地の南を県道364号線(湖東和合線)が走り、北西に航空自衛隊、東南にオートレース場があります。

3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 生活支援ハウスやまぶき・平成 15 年 4 月 1 日 委託
- (2) 施設の目的 生活支援ハウスやまぶきは、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に従い、ご利用者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、各種サービスを提供します。この施設は、高齢などの為、独立して家庭での生活に不安のある方がご利用頂けます。
- (3) 施設の名称 生活支援ハウス やまぶき
- (4) 施設の所在地 〒433-8125
静岡県浜松市中区和合町 5 5 5 番地
交通機関 駅前バスターミナル 1 6 番のりば「和合西山行」乗車、
バス停「浜松基地」下車（約 2 2 分）、徒歩 5 分
- (5) 電話番号及び F A X 番号
電話番号 0 5 3 - 4 7 8 - 0 8 8 3
F A X 0 5 3 - 4 7 6 - 6 5 1 1
- (6) 施設長（管理者）氏名 梅田 和寛
- (7) 当施設の運営方針 ○家庭的な雰囲気の中で、その人らしい生きかたができる暮らしをめざす。
○住民とふれあい、地域に開放された空間を提供してゆく。
- (8) 開設年月 平成 1 5 年 4 月 1 日
- (9) 入所定員 5 人

4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、浜松市に住所を有する方で、かつ 60 歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方、及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢などの為、独立して生活することに不安のある方。
介護度が 2～5 の方は対象外となります。
- (2) 利用後、浜松市が定める生活支援ハウス利用料並びに施設が定める利用料を支払うことができる判断された方
- (3) 入所の決定前に、感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出後、施設での生活に支障無いと判断された方。

5. 利用期間

原則として 3 ヶ月までです。

6. 入居時退居時について

- (1) 入居時に敷金・礼金等の必要はありません。
- (2) 退居時は現状復帰《荷物の撤去・居室の清掃（ご家族が出来ない場合汚れがひどい場合はハウスクリーニング等）》をお願いします。

7. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則としてご利用者の心身状況等を勘案して施設にて決めさせていただきますが、場所のご希望がある場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご利用者の心身の状況や単身・夫婦の別、居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室 数	備考
個室（1人部屋）	5 室	19.0 m ² ～24.3 m ² ベッド、タンス、テーブル、イス 緊急通報装置 完備
食堂・談話室	1 室	23.08 m ²
共同トイレ	2 室	7.02 m ²
浴室・脱衣室	1 室	10.2 m ² 一般浴槽、トイレ付き

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。（居室の清掃・現状復帰をお願いいたします）

また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項 冷暖房完備

8. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	指定基準	常勤・非常勤
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名	常勤
2. 生活援助員	1 名	1 名	常勤
3. 宿直員	1 名	1 名	非常勤

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）1名
2. 生活援助員	標準的な時間帯における最低配置人員 8：30～17：00 1名
3. 宿直員	標準的な時間帯における最低配置人員 16：45～8：45 1名（実動7.0時間）1名

〈配置職員の職種〉

施設長

…ご利用者の日常生活の安心・安楽・安全の為の保険・環境整備及び、施設の安定運営に努めます。

生活援助員

…ご利用者の日常生活上の相談・助言・各種サービス利用の申出に応じ、適宜利用手続き、生活援助を行います。1名の生活援助員を配置しています。
必要に応じ、特別養護老人ホームの職員も対応します。

宿直員

…夜間の突発的な事故及びご利用者の急変に備えます。健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護、介助等はいりません。1名の宿直員を配置しています。

9. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供し、費用を徴収いたします。

(1) 浜松市より請求される生活支援ハウス利用料

居住部門にかかる利用料に付いては、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に従い所得に応じて下記利用者負担月額をご負担いただきます。

対象収入による階層区分			利用者負担月額
A	1,200,000円以下		0円
B	1,200,001円	～ 1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円	～ 1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円	～ 1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円	～ 1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円	～ 1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円	～ 1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円	～ 1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円	～ 2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円	～ 2,100,000円	30,000円
K	2,100,001円	～ 2,200,000円	35,000円
L	2,200,001円	～ 2,300,000円	40,000円
M	2,300,001円	～ 2,400,000円	45,000円
N	2,400,001円以上		50,000円

※ 利用者負担月額納付書はご利用者自身で納付をしていただきます。

(2) 施設で提供されるサービスを利用した場合に関わる利用料金

以下のサービスは、ご利用者の負担がある場合があります。

〈サービスの概要〉

① 基本サービス

(1) 管理費

・施設全体を運営する為に、下記項目に関する費用を徴収させていただきます。
業務委託費、保守管理費、寝具等のリース代、シーツの洗濯代(1室 週1回迄)、
消耗品 など

	1日当り	257円
2019.10.1より	1日当り	261円

(2)入 浴

- ・入浴は8:00～20:00までにご利用ください。
- ・浴槽に湯をはる場合は、終了後排水と掃除をして下さい。
- ・1人30分程度を目安とし、安全のためタイマーを使用して下さい。
(タイマーが鳴った場合、声掛けをする場合があります。)
- ・湯水の出しっ放し、大きな鼻歌、他者が不快に思う行為は止めましょう。

※浴室使用方法・入浴時間は都合により変更する場合があります。

(3)衛生、健康管理

- ・生活援助員は利用者と施設の保健衛生の為に、施設の衛生状態に注意すると共に利用者に衛生知識の普及及び指導に努めます。
- ・生活援助員は常に利用者の健康に留意し、利用者に異常が認められる場合、速やかに家族や救急搬送等に連絡をいたします。
- ・健康診断や予防接種は当施設では実施致しませんが、集団生活になりますので、インフルエンザの予防接種はかかりつけの病院、診療所等にて必ず受けて下さい。

② 食事サービス

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事は全て食堂で摂るようお願い申し上げます。お部屋のお持ち帰りは食中毒の危険があるため、絶対にお止め下さい。
- ・朝昼夕の食事は予約がなされている状態となります。食事をキャンセルする場合は、1日前の正午までに申し込みをお願い申し上げます。それ以降は費用徴収いたします。
- ・医師からの食事箋がある場合は、治療食も提供いたします。
- ・食事はセルフサービス方式となっております。配膳カートよりご自分でお取り下さい。
- ・当施設でアルコール類の販売は致しません。また、施設内への持ち込みも禁止と致します。

(食事時間)

朝食： 7:30～ 8:30

昼食：12:30～13:30

夕食：18:30～19:30

※上記時間内に来られなかった場合、食事の取り置きは致しません。また、費用は徴

収いたしますのでご注意下さい。

朝食代 1食440円

昼食代 1食550円

夕食代 1食490円

※ 治療食加算（糖尿食など医師から指示がある場合）

治療食 1日200円

③ 水光熱費

施設全体の水道、電気、ガス代を使用する季節に応じて実費徴収させていただきます。

夏季(7～9月)、冬季(12～3月) 617円/日

その他季(4～6月、10～11月) 462円/日

2019.10.1より 夏季(7～9月)、冬季(12～3月) 628円/日

2019.10.1より その他季(4～6月、10～11月) 470円/日

☆ 社会の経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

④ 生活相談

- ・生活援助員は、ご利用者と相談の場を積極的に作り、当施設での生活を円滑かつ快適に過ごせるよう心がけます。また、自宅への生活復帰に関する調整、情報提供等の援助を致します。

⑤ 介護保険サービス利用の援助

- ・介護保険サービス等の利用できる方については、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要となる場合は必要に応じて利用手続きの援助などを致します。

⑥ 貴重品の管理

お手回りの貴重品に関しましてはご利用者及びご家族での管理をお願い致します。金銭管理の代行は社会福祉協議会等の制度をご利用下さい。自己管理となりますので、紛失の対応および施設責任は負い兼ねますのでご承知置き下さい。

⑦ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容	備考
1月	1日－お正月（おせち料理で、新年をお祝いします。）	
2月	3日－節分	
3月	3日－ひなまつり	

4月	上旬－お花見	
5月	上旬－浜松まつり（周辺地域の皆さんが来園し、練りを披露してくれます。）	
6月		
7月	上旬－七夕	
8月		
9月	中旬－敬老会	
10月	和合せいれいの里祭り	
11月		
12月	下旬－クリスマス会	

ii) クラブ活動

書道、絵画 など

⑧ 電話

1階にある公衆電話をご利用下さい。

⑨ 駐車場代

施設長が認めた場合のみ駐車場を利用できます。

利用料金： 1日200円

⑩ 洗濯乾燥機代

施設内に物干し竿、洗濯機、乾燥機を用意しております。

利用料金： 物干し竿、洗濯機 無料
乾燥機 60分100円

※ なお、洗濯機、乾燥機の使用は6時～20時でお願い致します。

⑪ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

利用料金： 1カウント モノクロ 10円
カラー 50円

(4) 利用料金のお支払い方法(約款第5条参照)

前記1、2の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．下記指定口座への振り込み

遠州信用金庫 本店 普通 1107633
シャカイフクシホウジンセイレイフクシジギョウダン ワゴウ サト
 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 和合せいれいの里
リジチョウ ヤマモト トシヒロ
 理事長 山本 敏博

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、郵便局、農協

ウ．現金による支払い

退去時の請求書及び支払い方法の取り扱いはご相談させていただきます。

請求書を送付する場合は、移動先か身元引受人か、現金清算としていただきます。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	聖隷浜松病院
所在地	浜松市中区住吉二丁目12番12号
診療科	総合内科

10. 施設を退所していただく場合(当約款の終了について)

以下の理由の場合は退所していただきます。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護2以上と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が浜松市からの委託を取り消された場合又は委託を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(約款第3条参照)

約款の有効期間内であっても、ご利用者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に約款を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①施設で提供されるサービスを利用時に関わる利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の重要事項説明書の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本約款に定める生活支援ハウスサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等

を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本約款を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（約款第4条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、約款締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本約款を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが遅延した場合。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本約款を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本約款を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ ご利用者が入院し3ヶ月以上経過した時、又は入院した後、以後3ヶ月以内に退院できる見込のないことが判明した時
- ⑥ ご利用者が養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、介護老人福祉施設等、他の福祉施設に入所した場合
- ⑦ 施設内および指定の場所以外での喫煙を発見した場合
- ⑧ 飲酒等による泥酔、他者への迷惑行為、器物破損等が認められた場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

また、約款第4条の事業者からの解除による退所の場合にも、相応の努力をいたします。

- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、介護老人福祉施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- 地域包括支援センターの紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

11. 身元引受人

(1) 約款締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。

また、ご利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行い、更には、当施設と協力、連携して退所後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) ご利用者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

また、ご利用者が死亡されていない場合でも、利用約款に基づくサービスが終了した後、当施設に残されたご利用者の残置物をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただきます。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくことになります。

(5) 身元引受人が死亡もしくは破産宣告をうけた場合には、すみやかにあらたな身元引受人を立てていただきます。

12. 苦情の受付について(約款第10条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 松本 有司

〔職名〕 副施設長 電話 053-478-0800（代）

○受付時間 毎週 月 曜日～金曜日

8:30～17:00

○ 苦情解決責任者（担当者） 梅田 和寛

〔職名〕 施設長

(2) 行政機関その他苦情受付機関

浜松市役所 各区担当課	中区長寿保険課	電話番号 053-457-2062
	東区長寿保険課	電話番号 053-424-0186
	西区長寿保険課	電話番号 053-597-1164
	南区長寿保険課	電話番号 053-425-1542
	北区長寿保険課	電話番号 053-523-1144
	浜北区長寿保険課	電話番号 053-585-1123
	天竜区長寿保険課	電話番号 053-922-0130

※受付時間 8:30～17:15 月～金(土日祭日を除く)

13. サービス提供における事業者の義務(約款第6、7、8、9条参照)

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難

救出その他必要な訓練を行います。

- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。

- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご利用者の同意を得ておこないます。

14. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご利用者に負担いただきます。

ティッシュ、おむつ代、歯ブラシ等、シャンプー、石鹸等、日常生活用品はご自分で用意していただくようお願い申し上げます。

(2) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは持ち込むことができません。

- ・ご自分で持ち運びができない物。
- ・犬、猫等のペット類。
- ・火薬、可燃物など施設に保管するには危険と施設長が判断したもの。

(3) 面会

面会時間 8：30～21：00

(4) 外出・外泊

外出をする場合は、当日で構いませんので職員にお申し出いただくか外出届けを提出して下さい。なお施設の防犯管理上1階の出入口は門限時間を設けております。

開錠 5：00 施錠 22：00

上記、時間外に外出、お帰りなさる場合は予め職員にお申し出下さい。

外泊をされる場合は、1日前迄にお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

※ 外泊中に置かれましても管理費および水光熱費を請求させていただきます。

(5) 入院

入院された場合の対応はご家族でお願いいたします。入院期間は最大3ヶ月です。
やまぶきで生活が難しいと判断された場合は速やかに次の施設を選択されるようお願いいたします。

※ 入院期間中に置かれても管理費および水光熱費を請求させていただきます。

(6) 救急車利用

救急車を利用し受診された際、ご家族が同乗されない場合 かつ救急隊より職員の同乗が求められた場合は、救急隊員に病状の説明、病院に付いてから医師への説明などをいたします。職員はご家族が病院に到着するまで病院で待機し、ご家族が到着した時点で施設に帰ります。

病院より施設に帰るときは、タクシーを使用させていただきタクシー利用料金の実費を請求させていただきます。

(7) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 他者の居室への出入りは、トラブルを招く元になりますのでおやめ下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対する緊急時の対応及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(8) 喫煙

施設内の所定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

※ 喫煙スペース以外での喫煙は退居していただきます。

15. 事故発生時の対応

当施設の入所中に事故が発生した場合はご利用者の生命・安全を優先し、事故発生時における緊急対応マニュアルによって対応します。

事故が発生した場合には当該ご利用者の身元保証人等への連絡を行うとともに、ご利用者が入院または通院を必要とする事故（事故レベル3以上）が発生した場合には、担当行政機関に事故発生の状況、経緯、対応等につき報告を行います。

16. 損害賠償について(約款第11条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

平成15年	4月	1日	施行
平成16年	4月	1日	改定
平成16年	7月	1日	改定
平成17年	10月	1日	改定
平成18年	4月	1日	改定
平成20年	3月	1日	改定
平成20年	4月	1日	改定
平成22年	4月	1日	改定
平成23年	4月	1日	改定
平成25年	10月	1日	改定
平成26年	9月	1日	改定
平成29年	4月	1日	改定
平成30年	11月	1日	改定
2019年	4月	1日	改定
2019年	9月	25日	改定